

# Webダウンロード版

様式第九号（第十条の六関係）

川崎市指令環廃 第255号

許可番号 第05720100269号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区蒲田本町二丁目33番8号

氏名 フジメタルリサイクル 株式会社

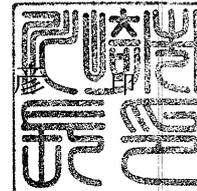
代表取締役 松岡 純一 様

Copy

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成30年3月30日

川崎市長 福田 紀



許可の年月日 平成30年4月1日

許可の有効期限 平成35年3月31日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（圧縮、圧縮・切断）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 圧縮に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、(ウ) ガラスくず  
以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### イ 圧縮・切断に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、(ウ) ガラスくず  
以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### (3) 制限

ア 圧縮に係る産業廃棄物は、廃自動車等の廃プラスチック類、金属くず及びガラスくずに限る。

イ 圧縮・切断に係る廃プラスチック類及びガラスくずは、金属くずに付着するものに限る。

### 2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成30年4月1日 更新許可

### 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

Copy

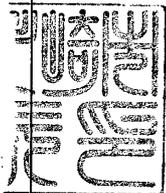
別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 圧縮・切断施設 (圧縮・切断施設) (設置年月日 平成15年3月16日)	300 t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)	川崎市川崎区浅野町 2917番26ほか (3857 m <sup>2</sup> )

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
圧縮施設一式	135 t/日	圧縮・切断施設
圧縮・切断施設一式	300 t/日	圧縮・切断施設



この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。